	T
お問い合わせ内容	お問い合わせ先
<不動産特定共同事業に係る申請>	
・法第2条第4項第1号又は第2号に基づく不動産特定共同事業を2以上の都道府県の区域内に事務所を設置して営むことをお考えの場合・法第2条第4項第3号又は第4号に基づく不動産特定共同事業を営むことをお考えの場合	国土交通省不動産·建設経済局 不動産市場整備課 不動産投資市場整備室 03-5253-8111 (内線25-158)
・法第2条第4項第1号又は第2号に基づく不動産特定共同事業を1の都道府県の区域内にのみに事務所を設置して営むことをお考えの場合	当該事務所の所在地である都道府県の担当部署
<小規模不動産特定共同事業に係る申請>	
・法第2条第6第1号に基づく小規模不動産特定共同事業を 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置して営むことを お考えの場合 ・法第2条第6項第2号に基づく小規模不動産特定共同事業を 営むことをお考えの場合	国土交通省不動産·建設経済局 不動産市場整備課 不動産投資市場整備室 03-5253-8111(内線25-160)
・法第2条第6項第1号に基づく小規模不動産特定共同事業を 1の都道府県の区域内にのみに事務所を設置して営むことを お考えの場合	当該事務所の所在地である都道府県の担当部署
<適格特例投資家限定事業に係る届出>	
・法第59条第2項に基づく適格特例投資家限定事業開始の届け出をお考えの場合	国土交通省不動産·建設経済局 不動産市場整備課 不動産投資市場整備室 03-5253-8111(内線25-160)
<適格特例投資家に係る届出>	
・省令第5条第2項に基づく適格特例投資家の届け出をお考えの場合	国土交通省不動産·建設経済局 不動産市場整備課 不動産投資市場整備室 03-5253-8111(内線25-160)